

合併問題と議会





幕別町・忠類村合併協議会

平成の大合併と忠類村

国は平成十一年七月「市町村合併特例法」を改正したのに続き、十二年四月には「地方分権一括法」を成立させ、市町村合併に乗り出した。同年十二月の「行政改革大綱」では人口一万人未満の町村を合併させて、全国三千二百余の自治体を一千余に統合する目標を掲げた。ここに「平成の大合併」といわれる合併騒動が始まったのである。

道では国の指針に基づき、平成十二年九月「北海道市町村合併推進要綱」を作成、十勝管内八通りを含めて道内九十三通りの合併案を発表し、同年十月に合併支援本部を設置した。この要綱には、南十勝五町村（忠類村・中札内村・更別村・大樹町・広尾町）の合併案が含まれていた。

各市町村はこの合併案への対応を迫られることになった。忠類村では、村議会が平成十三年四月から「市町村合併問題学習会」を開いて議論を開始したのに続き、同年五月には職員による「市町村合併問題事務研究会」を庁内に設置して村の現状分析、合併のメリット・デメリットを分析し、その結果を広報を通じて村

民に情報提供した。この年十月から十二月にかけて、合併問題に関する「行政懇談会」を十二会場で開き、村民の合併問題に対する意見要望を聴取した。

遠藤村長は平成十四年八月、村内各団体の長や団体の推薦者、一般公募者など二十七人を委嘱し「村づくり検討住民会議」を設立し、合併問題を含めて村の進むべき方向性について議論した。この年十二月には八会場で「住民懇談会」が開かれている。

合併について学習会を重ねていた村議会は平成十五年三月、「市町村合併問題調査特別委員会」を設置した。同委員会は国の強制的な姿勢に反発しながらも、財政難にともなう村の将来展望の厳しさを再認識し、「合併も選択肢に入れて対応する」とする意見が多数を占めた。「村づくり検討住民会議」においても、合併止むなしとする意見が七割を占め、ここに忠類村は自立の道を残しつつ、合併に向けた具体的検討に入るようになった。

忠類村の

財政シミュレーション

忠類村が合併の方向に傾いたのは、地方交付税の削減によって厳しい財政運営

合併問題と 忠類村議会

に迫られていたためである。村の財政シミュレーションによれば、基金残高は平成二十二年で底をつき、その後は赤字に転落する。十三年度からは行政評価による財政のスリム化を進めてきたが、それでも交付税の削減額に追いつかず、平年ベースでの収支バランスは三億円から四億円の財源不足になることが予想され、公共料金的大幅な値上げ、住民サービスの打ち切りによっても不足分を補うことができないという現状にあった。

「合併特例法」では、平成十七年三月までに市町村合併を行った場合、普通交付税の特例措置によって、十年間は合併しなかった場合に旧町村ごとに算定した額の合算額を下回らないことが保障され、その後の五年間は合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられている。また合併にともなう事業では元利償還金の七割を国が負担するなど様々な優遇措置が受けられることになっている。さらに合併による効率化で人件費など行政コスト節減も期待できる。

忠類村は大樹村から分村して五十年以上の歴史をもち、昭和三十二年には大樹町との合併勧告を拒否した経緯もあり、合併には強い抵抗があった。しかし財政難は村の存続に関わる状況にあり、村民

は「開村以来の最大局面」に立たされていたのである。

南十勝五町村から 中央三町へ

南十勝五町村の首長で構成される広域行政検討会議では、平成十三年五月以来合併の是非を議論していたが、合併の枠組みについて意見が一致せず、十五年六月任意合併協議会の設置を断念した。

東部三町（池田・豊頃・浦幌）との合併協議を進めていた幕別町では、職員による市町村合併検討会議、さらに町民を含めた市町村合併町民会議などで検討した結果、基幹産業である農業の発展をはかるためには南部三村（忠類・更別・中札内）との合併を選択すべきとする意見が半数を超えたため、東部三町との協議を打ち切り、平成十五年七月南部三村に対し任意合併協議会への参加を呼びかけるにいたった。

忠類村の市町村合併問題事務研究会は平成十五年六月の報告書において、自立を選択すれば、特例措置を受けられない厳しい財政状況になり行政サービスが極端に低下する。基幹産業である農業に発展性が見込めず、生き生きとしたまちづくりが期待できないと分析し、「合併





住民説明会・住民懇談会

を選択せざるを得ない」と結論した。また合併の最優先要件として、再合併の可能性が極めて低く、地方分権の受け皿として対応できる、人口が伸びる、住民自治機能が守られるの三条件を挙げ、「幕別・プラス三村」が最適な枠組みであるとしました。

忠類村としては、町村間が離れていることよって消防や福祉・医療などの公施設を残し、地域の発展が期待できるとして、住民説明会を経て幕別町との任意合併協議会への参加を決定したのである。

一方、帯広市との合併を指向していた中札内・更別両村のうち、更別村は帯広市への吸収合併を避け、村の自立性を確保するためには幕別町を軸とする合併が望ましいとの検討結果を受け、幕別町との合併協議に参加することを表明した。

こうして忠類・更別二村は平成十五年八月、幕別町と任意合併協議会設置に調印、名称を「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」とした。同協議会は五回にわたり三町村合併の意義や新町の将来像について検討し、合併の方式は町村が対等の立場の「新設合併」を基本とする。合併期日は特例法期限内の十七年三月、新町の名称は公募を採用し法定協議会

で決定する。庁舎の位置は幕別町役場を本庁に、更別・忠類両村の庁舎を総合支所とする基本四項目を含めた十七項目について基本合意し、法定合併協議会への移行を確認した。

平成十五年十一月、村民の意見要望を法定協議会に反映させるために、村長の公聴機関として公募で選んだ住民十二人からなる「地域推進検討会議」を発足させた。

幕別町・更別村に続き、忠類村議会は平成十五年十二月二十四日、法定合併協議会の設置議案を賛成多数で可決した。翌日、三町村長が協議会設置に調印し、名称を「十勝中央合併協議会」とした。

更別村の離脱

十勝中央合併協議会は平成十六年一月に開催され、「新町建設計画小委員会」「新町名称候補選考及び議員の定数任期小委員会」「地域自治組織等小委員会」の三つの小委員会を設けて合併による新町のあり方について具体的検討に入った。ところが更別村は、協議会に臨む姿勢や地域自治組織についての考え方の違い、さらに世帯アンケートで合併反対が六十二パーセントに達したことから、当面自

合併問題と 忠類村議会

立を選択するとして、同年十一月協議会からの離脱を表明した。

更別村の離脱を受けて、遠藤村長は住民懇談会を開き、幕別町との協議を継続したいと説明し、一部に異論もあったが大方の理解を得るにいった。村議会の市町村合併問題調査特別委員会においても「合併協議を白紙にもどす」など慎重な意見もあったが、自立の決定打は見出せず、幕別町との協議継続が容認された。十一月二十五日、遠藤村長は幕別町役場にて「合併協議会変更協議書等調印式」に臨み、合併協議会の名称を「幕別町・忠類村合併協議会」と変更した。

十一月二十九日に再開された協議会で、遠藤村長が合併方式は忠類村が幕別町に編入する「編入合併」、新町の名称は「幕別町」とすることを提案、これが承認されて協議会はスムーズに進行し、十七年二月の第十七回協議会において、全四十四項目にわたる合併協定項目の協議が終了した。十七年三月に失効する合併特例法が十六年五月の改正で、事実上期限を一年延長することになったため、合併期日を十八年一月十日としたが、その後電算システムの統合に時間がかかることが判明したため、同年二月六日に変更された。

幕別町との合併決定

平成十七年二月、忠類村では住民説明会・懇談会を開催、また出前講座や関係団体との意見交換などを通じて住民の意向を把握し、その結果合併への理解が得られたと判断されたため、遠藤村長は二月二十五日幕別町との合併協定に調印した。

これを受けて三月の村議会に合併関連三議案が提案された。村議会は議案を市町村合併問題調査特別委員会に付託し、審議の結果賛成多数で可決、三月十一日



合併協定調印式



閉村式

再開の定例会において賛成六・反対二の賛成多数で可決され、ここに幕別町との合併が正式に承認された。

三月十五日付で道知事に「廃置分合」を申請し、七月一日道議会の議決、七月八日知事の合併決定を経て、八月十九日総務大臣告示がなされ、平成十八年二月六日の新町設置が決定した。

合併後の忠類地域

合併にともない幕別町役場に本庁を置き、忠類村役場は忠類総合支所となった。総合支所には部長職の総合支所長が置かれるが、一期四年に限り特別職の助役一人がその上に配置されることになり、現村長の遠藤清一が忠類地区担当助役に起用された。

総合支所の機構は、建設課、産業課（経済課）、保健福祉課をそのまま残し、総務課と企画課を統合して地域振興課に、出納課を住民課に統合して、これまでの七課を五課に編成した。教育委員会は教育課とし、本庁の教育委員会が管轄する。農業委員会は独立組織として残り、議会議務局と監査委員は本庁のみに置いた。総合支所の職員五十八人は、平成十八年四月の異動で四十六人に削減された。二

十五年までにこれを二十七人に減らす予定である。

消防事務においてはこれまでの南十勝消防事務組合を脱退、新しく東十勝消防事務組合に加入し、幕別消防署忠類支署となった。大樹町・広尾町・忠類村で構成していた南十勝三町村複合事務組合は、名称を南十勝複合事務組合と改称、忠類村が関わっていた部分はそのまま幕別町に引き継がれることになった。

村議会は平成十七年三月、合併にあたり議員定数を八に削減する条例改正を行い、この年九月の改選において八人の村議が選出された。この村議八人はそのまま幕別町議となり、幕別町議が任期満了となる十九年四月まで残任する「在任特例」が適用されるが、改選後は定数二十とし、最初の選挙に限り幕別地区十八、忠類地区二の選挙区制を採用する。その後の選挙は選挙区制を廃止し、町内を一つの選挙区とすることになった。

忠類村議会は平成十八年一月の臨時会をもって閉会したが、忠類地域の声を行政に反映させるため、町長の諮問機関として「忠類地域住民会議」が設けられた。十八年二月末から月一回のペースで、十五人の委員が旧議事堂に集まり、忠類地区の地域振興に取り組むことになった。

合併問題と 忠類村議会

税金や公共料金は幕別町に統一されるため一部に変更が予定されている。国保税は五年間の経過措置を経て段階的に値上げとなり、上水道料金も段階的に引き上げとなる。その逆に下水道使用料や牧場使用料などは引き下げとなり、住民サービス多くの点で拡大・充実がはかれるが、住民の負担は重くなると予想されている。

しかし合併を決断したことによる恩恵も大きい。合併特例債をはじめ合併補助金、普通交付税の合併算定、特別交付税など合併にともなう国からの財政措置は総額で四十億円以上と試算されている。「合併こそ最大の行財政改革」といわれる所以である。

未来に向けて

合併時の人口は、幕別町の二万五千六百三十八人に対して、忠類村は千八百五十六人と四分の一に過ぎない。しかも新幕別町は南北に細長く、両端の距離は約五十キロメートルもある。幕別町の中心部はJR根室本線、国道三三八号線に沿った北端に偏り、幕別地区への一極集中になることなく、新町としての一体化がはかられるかどうか、今後の課題である。

しかし忠類地域は「道の駅」を中心に整備が進み、幕別町の「南の玄関」という新しい役割を担うことになった。天馬街道（国道三三六号）の開通によって、道央・道南地域との関係を深める好機となっている。合併は通過点に過ぎないことを地域住民の共通認識にしなければならない。



合併記念式典

